

浦安市社会貢献推進資金融資のご案内

この制度は、浦安市が千葉県信用保証協会と金融機関の協力を得て、市内で中小企業を営む皆さんの事業経営に要する資金のうち、環境保全やワーク・ライフ・バランスに関する設備に要する資金や、すでにそれらの取り組みを行っているなどの事業者の運転に要する資金をあっせんする制度です。

融資を受ける資格要件

市内に事業所を有し、市内で1年以上同一の事業を継続して営んでいる中小企業者

中小企業者とは、資本金または従業員数のどちらか一方が次に該当する法人および個人です（中小企業信用保険法）。

- ・ 製造業など＝資本金 3 億円以下、従業員数 300 人以下
- ・ 卸売業＝資本金 1 億円以下、従業員数 100 人以下
- ・ サービス業＝資本金 5000 万円以下、従業員数 100 人以下
- ・ 小売業＝資本金 5000 万円以下、従業員数 50 人以下
- ・ 医業＝従業員数 300 人以下（個人は 100 人以下）

注記：製造業などの「など」とは建設業、不動産業、運送業、通運事業、倉庫業、印刷業、ガス供給業、損害保険代理業、土石採取業など

市税の滞納のない方

市民税・法人市民税・固定資産税・軽自動車税・国民健康保険税（後期高齢者医療保険料）など、すべての市税を納期完納していなければ対象になりません。

注記：浦安市に申告・納税をしていることが必要です

- ・ 市外居住者の場合は、市内に事務所または営業所などを有し引き続き 1 年以上営業（市に納税）をしていること
- ・ 本店が市外にあって、支店登記されている支店が市内の場合、その支店が登記されていなくとも営業経歴が 1 年以上あり浦安市に法人市民税を納めていること

千葉県信用保証協会の保証対象業種を営んでいる方

ほとんどの業種が対象になりますが、金融業・保険業の一部、風俗営業（食事の提供を主たる目的とするもの、風俗営業飲食業保証に該当するものを除く）の許可を受けている飲食店および遊興娯楽業などは対象になりません。※

また、許認可が必要な業種を営んでいる方は、許認可を受けていなければ対象になりません（許認可取得後、1 年以上の業歴が必要）。※詳しくは千葉県信用保証協会にお問い合わせください

融資対象要件など

設備資金

- 環境保全またはワーク・ライフ・バランスに関する設備に要する資金
 - 省エネルギーなどの推進に関する設備に要する資金
公害防止施設や省エネルギー、再生可能エネルギー（照明器具のLED化などや太陽光を含む自家発電設備の設置・改修など）設備や、低公害車・EV車などの導入（九都県市指定低公害車で、タクシー車両や貨物自動車、特殊車両などに限る）に要する資金
 - ワーク・ライフ・バランス推進に関する設備に要する資金
従業員が仕事と家庭生活を両立できる職場環境および男女が共に働きやすい職場実現のための設備の導入などに要する資金（事業所内保育室の設置・改修や妊婦用休憩室・女性専用トイレの整備に関する経費など）

運転資金（一定の要件を満たした中小企業者＝詳細はP10・11をご覧ください）

- 環境保全またはワーク・ライフ・バランス推進の取り組みを行っている事業者
 - すでに上記の取り組みを行っている事業者および浦安市優良企業表彰の表彰を受けた事業者または浦安エコカンパニーの認定などを受けている事業者の運転に要する資金

連帯保証人について

- 保証能力を有すること
- 市区町村税を滞納していないこと
- 連帯保証人の提出書類
 - 印鑑証明書
 - 完納証明書
 - 固定資産税評価証明書

融資限度額・期間

3,000万円以内

- 運転資金 7年以内
- 設備資金 10年以内

返済方法

割賦償還

融資利率（令和3年4月1日から）

融資期間が

- 1年以内 =1.8パーセント
- 1年超から3年以内 =2.0パーセント
- 3年超から7年以内 =2.1パーセント
- 7年超から10年以内 =2.4パーセント

市の利子補給率

融資利率と同率

- 利子補給については、借入者と貸付金融機関との間で取り交わす最初の契約にかかる期間となり、月ごとではなく、半年毎に利子補給が行われます（融資金融機関から振り込まれます）
- 受領された利子補給額については、確定申告や決算の際は必ず計上してください

※ ただし、次のいずれかに当てはまる場合、その事象の発生日以後の約定返済日から利子補給の対象外となります。

- ① 事業を廃止した場合
- ② 事業所を浦安市外に移転した場合
- ③ 約定通りの返済が行われていない場合（延滞、返済期間延長、元金据置など）

融資の対象業種

- 千葉県信用保証協会の保証対象業種が融資の対象になります
- 千葉県信用保証協会の保証対象業種にならないものは融資の対象外です
 - 保証対象にならないもの
 - ◇ 農林漁業（保証対象業種に指定されているものを除く）
 - ◇ 風俗営業飲食業（食事の提供を主たる目的とするもの、および風俗営業飲食業保証に該当するものを除く）
 - ◇ 金融・保険業（保険媒介代理業、保険サービス業を除く）
 - ◇ 土地売買業（投機目的のみ）
 - ◇ 特殊浴場業のうち風俗関連営業
 - ◇ 易断所、観相業、相場案内業
 - ◇ 競輪・競馬などの競走場、競輪・競馬などの競技団、パチンコホール、ビンゴゲーム場、射的場、スロットマシン場、芸ぎ業、場外馬券売場、場外車券売場、競輪・競馬など予想業、娯楽業のうち風俗関連営業
 - ◇ 興信所のうち、もっぱら個人の身元・身上・素行・思想調査などを行うもの
 - ◇ 芸ぎ周旋業、集金・取立業（公共料金またはこれに準ずるものに係る場合を除く）
 - ◇ 学校法人、宗教法人、中間法人

◇ 政治・経済・文化団体

その他

- 社会貢献推進資金の対象になる中小企業者は、社会貢献推進資金（運転資金・設備資金）のほか、本市の「融資のご案内」に記載されているその他資金が融資対象になりますので、融資資金の選択は、融資申請者の判断になります

借入申請者の提出書類

設備資金の場合（運転資金については9頁参照）

- 浦安市中小企業資金貸付申請書
- 社会貢献推進資金融資事業計画書（P5～8 参照）
- 信用保証委託申請書（申込書、概要、依頼書、個人情報取り扱いに関する同意書）
- 確定申告書および決算書の写し（税務署受付印のあるもの。確定申告を行った方で新規の場合2期分）
- 残高試算表（決算から6カ月以上経過している場合）（法人のみ）
- 履歴事項全部証明書（登記官の印のあるもので発行3カ月以内のもの。法人のみ）
- 定款（写）（法人のみ）
- 印鑑証明書（発行3カ月以内のもの）
- 完納証明書など（発行3カ月以内のもの）
- 固定資産評価証明書（発行3カ月以内のもの）
- 許認可証の写し（許認可業種の場合）
- 見積書（発行から1カ月以内のもの）および工程表
注記：後日契約書（写）と領収書（写）を提出していただきます

留意事項

- 上記のほかに業種、営業形態などにより追加される条件・書類などがあります
- 2回目以降の申し込みで、定款、印鑑証明書については、変更のない場合は不要です

連帯保証人の提出書類

- 印鑑証明書
- 完納証明書
- 固定資産評価証明書

4. 計画の経費内訳

N0	工事：工事等の内容 設備：導入・更新する製品名・型番	種別・費目	金額	根拠・添付資料 (見積書など)
1			円	
2			円	
3			円	
4			円	
5			円	
6			円	
7			円	
合 計 (A)			円	

5. 資金調達計画

自己資金	千円	本件借入 希望額	千円
補助金・助成金等	千円	他金融機関等 借入予定額	千円
その他	(内容：) 千円	その他借入予定	(内容：) 千円
		合 計 (B) ※	千円

※ (A) = (B) とする

運転資金の場合

- 浦安市中小企業資金貸付申請書
- ワーク・ライフ・バランス推進、環境保全 取組内容説明書（P10・11 参照）
- 信用保証委託申請書（申込書、概要、依頼書、個人情報取り扱いに関する同意書）
- 確定申告書および決算書の写し（直近2期分で税務署受付印、勘定科目内訳明細のあるもの）
- 残高試算表（決算から6カ月以上経過している場合。法人のみ）
- 履歴事項全部証明書（登記官の印のあるもので発行3カ月以内のもの。法人のみ）
- 定款（法人のみ）
- 印鑑証明書（発行3カ月以内のもの）
- 完納証明書など（発行3カ月以内のもの）
- 固定資産評価証明書（発行3カ月以内のもの）
- 許認可証の写し（許認可業種の場合）
- ISO14001 または浦安エコカンパニーなどの認定を受けていることが確認できるもの（P10 参照）
- 保証関係書類送付書

留意事項

- 上記のほかに業種、営業形態などにより追加される条件・書類などがあります
- 2回目以降の申し込みで、定款、印鑑証明書については、変更のない場合は不要です

連帯保証人の提出書類

- 印鑑証明書
- 完納証明書
- 固定資産評価証明書

ワーク・ライフ・バランス推進、環境保全 取組内容説明書

1. 申込人の概要

法人・事業者名(屋号)	
代表者名(個人事業者名)	
所在地(住所)	〒

2. 対象企業の種類

(該当するものを選択☑し、確認できる書類を添付してください。複数選択可)

該当	対象企業	添付する書類等
	(1) 浦安市優良企業表彰の受賞企業	—
	(2) 就業規則にワーク・ライフ・バランスの推進に資する規定を有し、かつその実績を有する企業	就業規則及びワーク・ライフ・バランスの推進に関する実績を確認できる資料(裏面のチェックリストに記載)
	(3) 「社員いきいき元気な会社宣言」の登録企業	—
	(4) 「CO2CO2(コツコツ)スマート宣言事業所」または「浦安エコカンパニー」の認定企業	CO2CO2(コツコツ)スマート宣言事業所：— 浦安エコカンパニー認定企業：浦安エコカンパニー認定証の写し
	(5) 「ISO14001」または「エコアクション21」の認証取得企業(市内の事業所が認証取得していること)	「ISO14001」の認証取得証明書の写しまたは「エコアクション21認証・登録証」の写し(有効期間内のもの)

※上記の取組内容を確認するため、各関係機関へ照会することがあります

ワーク・ライフ・バランスの推進、環境保全に関する現在の取組を記載してください。

(融資返済期間中、取組状況に関する市の資料要請に協力いただくことが必要です。)

ワーク・ライフ・バランスの推進に関する実績チェックリスト

以下のいずれかの項目に該当する制度等を有し、またその利用実績を有する企業として申請します。該当する項目を選択☑し、確認に要する書類を添付してください。

該当	視点	「実績」の認定基準	確認に要する書類※1	
	①柔軟な勤務体制	短時間勤務、フレックスタイム制、在宅勤務制度などを導入しており、その利用実績がある。	以下のいずれかの写し ○就業規則 （労働基準監督署の收受印のあるもの） ○育児・介護休業法に定める諸制度※2 についての規定	
	②時間外勤務の縮減	ノー残業デー、夜間打合せの廃止、休日勤務の縮減などに取り組み、時間外勤務縮減の実績がある。		短時間勤務、フレックスタイム制、在宅勤務制度などを利用している従業員及び勤務体制が確認できる書類の写し
	③育児休業又は介護休業の取得実績	過去3年以内に育児休業又は介護休業の取得や代替社員の配置などの実績がある。		制度導入を社内に通知した文書の写し、啓発資料など（制度導入年月日の分かるもの）と従業員の時間外勤務の縮減実績が分かる書類の写し
	④有給休暇の取得促進	有給休暇の取得を奨励し、取得率が中小企業の全国平均（43.8%※3）を上回っている。		育児休業または介護休業を取得した従業員及び期間が記載されている書類の写し
	⑤特別休暇制度	育児目的休暇※4、ボランティア休暇などの制度を導入しており、その利用実績がある。		従業員の有給休暇取得実績が分かる書類の写し
	⑥企業主導型保育事業の実施	事業所内保育施設を設置している、または外部の保育事業者と契約し従業員が活用できるようにしている。		育児目的休暇、ボランティア休暇などを取得した従業員及び期間が記載されている書類
			事業所内保育施設が確認できる社内の見取り図や写真など、または保育事業者との契約書の写しなど	

※1 従業員の氏名など個人情報に関する部分は目隠ししてください

※2 育児介護休業法は育児・介護をする労働者を対象にした以下の制度を義務付けています

- ・休暇制度
- ・短時間勤務制度
- ・所定外労働の制限
- ・時間外労働の制限
- ・深夜業の制限

※3 平成29年度就労条件総合調査（厚生労働省）における従業員30～99人の企業の年次有給休暇取得状況に基づく

※4 育児目的休暇とは、いわゆる配偶者出産休暇や、入園式、卒園式などの行事参加も含めた育児にも利用できる多目的休暇などをいう。

申し込み

市内に支店を有する金融機関

調査

市役所、金融機関および信用保証協会が申し込み内容について調査します。

審査

浦安市において、融資の適否の審査を行います。

注記：融資決定までの間に、市から信用保証協会に信用保証を依頼します。審査の結果・状況によっては、決定額が減額または却下になる場合がありますので、ご注意ください

決定

信用保証協会の保証承諾後、市が融資を決定します。

貸し付け

市の決定を受け、金融機関から貸し付けが実行されます。

貸付金融機関一覧

- みずほ銀行
- 三菱UFJ銀行
- 三井住友銀行
- りそな銀行
- 千葉銀行
- 千葉興業銀行
- 京葉銀行
- 東京ベイ信用金庫
- 東京シティ信用金庫
- 東栄信用金庫
- 商工組合中央金庫

問い合わせ

千葉県信用保証協会松戸支店 電話：047-365-6010